

○部外における運動競技会への参加について（通達）

昭和62年6月25日
海幕教1第3264号

改正 平成14年1月29日 海幕教第456号〔第1次改正〕

海上幕僚長から各部長の長・各機関の長あて

部外における運動競技会への参加について（通達）

標記について、下記により実施されたい。

なお、部外における運動競技会への参加について（通達）（海幕教1第2963号。59. 7. 9）は、廃止する。

記

1 部隊等の長は、体育訓練の種目等に関する訓令（昭和33年防衛庁訓令第82号）に定められた種目及び自衛隊体育学校における教育訓練に関する訓令（昭和37年防衛庁訓令第8号）第7条に定められた種別（以下「体育種目等」という。）に関し、別表第1に示す部外の運動競技会に隊員を参加させることが適当と認める場合には、次により順序を経て報告するものとする。

（1） 報告期限

ア 国内で行われる運動競技会に参加する場合
参加期日の3週間前まで。

イ 国外で行われる運動競技会に参加する場合
出国の1か月前まで。

（2） 報告書の様式

別紙様式のとおり。

2 前項の報告に基づき、適当と判断したものについては、公務として参加させる。また、体育種目等以外の種目に係る別表第2に示す運動競技会への参加についても、前項と同じ手続を経て適当と判断したものについては、その都度公務として参加させる。

添付書類1： 別表第1・別表第2

2： 別紙様式

別表第1

運 動 競 技 会

運 動 競 技 会 名	参 加 の 態 様
オリンピック競技大会	大会出場並びに全国的規模の競技 団体が主催する予選会出場及び強化 合宿参加
アジア競技大会	
国際対抗競技会	
種目別世界選手権大会	

国民体育大会における射撃競技	大会出場並びに都道府県が主催する予選会出場及び強化合宿参加
種目別全日本選手権大会	大会出場（予選会は含まない。）
国民体育大会（射撃競技を除く。）	
全日本（全国）社会人競技大会	
全日本実業団大会	
（財）日本陸上競技連盟が主催しかつ出場資格が限定されているマラソン競技	
全自衛隊大会	
日本スポーツマスターズ	
全国都道府県対抗男子（女子）駅伝大会	
ラグビー全国クラブ大会	
サッカー全国地域リーグ決勝大会	
バレーボール日本産業人男女全国優勝大会	
全国都市対抗野球大会	
全日本都市対抗テニス大会	
全日本東西対抗剣道大会	
少林寺拳法全国大会	
全日本合気道演武大会	
宮様スキー大会国際競技会	
明治神宮奉納全国弓道大会	
上記に準ずる競技会	

別表第2

体育種目等以外の種目に係る運動競技会

運 動 競 技 会 名
オ リ ン ピ ッ ク 競 技 大 会
ア ジ ア 競 技 大 会
種 目 別 世 界 選 手 権 大 会

海上幕僚長 殿

部隊等の長〇〇〇〇

部外運動競技会参加報告書

競 技 会 名		
主 催 者 名		
期 間		
場 所		
参 加 者	所 属	
	階 級	
	氏 名	
	年 齢	
	区 分	
備 考		

注：1 区分の項には、監督、コーチ、級別等を記入する。

2 備考の項には、参加経費、参加に係る参考事項（参加者の構成、行動予定等）を記入する。